

ふれあいの森における国民参加の森林づくり活動の公表

東京神奈川森林管理署は、下記のとおりふれあいの森における森林づくり活動の協定の更新をしたので公表します。

記

1 協定相手方の名称

東京都八王子市大楽寺町 524-11

日本山岳会 高尾の森づくりの会 代表 大塚 哲生

2 「ふれあいの森」の概要

(1) 位 置：東京都八王子市裏高尾町 小下沢国有林
218 ろ1、ろ2、は、と林小班、219 い1～は林小班
220 林班、221 林班

(2) 面 積：98.30ha

(3) 主な活動内容：下刈や保育間伐等の森林整備及び自然教室やイベントの開催

3 協定項目

別添「協定書」(写) のとおり

4 その他

日本山岳会「高尾の森づくりの会」と、ふれあいの森における自主的な森林づくり活動の協定を当署と結び、森林整備を実施してきました。

ふれあいの森は未だ保育過程で施業の必要性があり、実施主体からも継続して活動を実施したいとの意思表示がありました。

当実施主体はこれまでの活動実績から判断したところ、森林・林業への関心度、保育作業の意欲が高く、安全性、技術力、組織運営も確実であるため、適当と認め協定を更新しました

令和8年3月25日

東京神奈川森林管理署長

担 当：業務グループ 森林ふれあい担当
電 話：0463-32-2867

ふれあいの森における森林整備活動に関する協定書

東京神奈川森林管理署長（以下「甲」という。）と日本山岳会 高尾の森づくりの会（以下「乙」という。）は、ふれあいの森における森林整備活動に関し、次の条項のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第1条 この協定は、協定締結者の役割を明らかにするとともに、協定締結者の連携及び協力により、本協定に基づくふれあいの森における森林整備等のボランティア活動が円滑に実施されることを目的とする。

（ボランティア団体）

第2条 「高尾の森づくり活動」は、乙が主体となり実施し、日本山岳会会員のほか誰もがボランティアとして参加できるものとする。

（ふれあいの森の位置及び面積）

第3条 甲は、東京神奈川森林管理署 小下沢国有林 218 ろ 1 林小班外 98.30ha をふれあいの森に設定し、全体活動計画書及び年間活動計画書に基づき所要の区域を森林整備活動の場として、乙に提供することとする。

（全体活動計画書の提出）

第4条 乙は、活動の実施にあたって、別紙様式1により全体活動計画を作成し、甲と調整した上で、協定締結のあった日から14日以内に甲に提出するものとする。

（年間活動計画書の提出）

第5条 乙は、毎年度の活動の実施にあたって、別紙様式2により年間活動計画を作成し、甲と調整の上、前年度末までに提出するものとする。

なお、初年度にあっては活動を実施する前までに甲に提出するものとする。

また、年度途中で活動内容を著しく変更しようとする場合は、あらかじめ甲と連絡及び調整を行うものとする。

（活動実績の報告）

第6条 乙は、毎年度の活動実績について、別紙様式3により年間活動実績報告を作成し、年度末までに甲に報告するものとする。

（活動の実施）

第7条 乙は、別紙様式1及び様式2の計画に沿って活動を実施するものとする。

- 2 甲、乙及び活動実施者は、適切な連絡調整を図りながら、活動の円滑な実施に努めるものとする。
- 3 乙は、活動実施者に対し、活動を行う森林が各般の法令等の制限を課せられている場合にあっては、その法令等による規定を遵守させ活動を実施するものとする。

(入林の際の連絡・調整)

第8条 乙は、入林する場合にあっては、その都度、事前に当日の責任者名、入林者数、活動内容、入林期間等を、甲に書面（電子ファイルのメールによる送信を含む。）等により連絡し、必要な調整を行うものとする。

また、乙は、責任者に活動参加者名簿を携行させるものとする。

(安全確保等の措置)

第9条 乙は、活動の実施の都度、実施場所ごとに責任者を配置するとともに、事故の未然防止に必要な措置、事故発生時等、緊急時の連絡体制の確保及び事後措置等について万全を期することとする。

- 2 乙は、本協定に基づく活動の参加者の安全を責任をもって確保するものとする。

万一、活動に伴い事故が発生し、活動参加者が負傷等した場合の補償等の責任の所在について、あらかじめ明確にしておくこととする。

(経費の負担)

第10条 活動の実施に要する経費は、乙が負担するものとする。

(立木竹等の所有権等の権利)

第11条 乙は、協定締結期間中及び協定締結終了後のいずれにおいても、実施箇所の土地、立木等についての所有権及び活動により生ずる全ての権利を有しないものとする。

(施設の設置等)

第12条 乙は、活動に必要な資材、道具置場等の施設を設置する場合は、仮設工作物等簡易なものであって、土地の形質変更が軽微なものに限るものとし、施設の設置計画等についてあらかじめ甲に連絡し、調整を行うものとする。

- 2 乙は、活動が終了した場合には、設置した施設を収去するものとする。

ただし、甲がその必要がないと認めたときはこの限りではない。

(法令等の遵守)

第13条 乙は、活動の対象となる国有林野に係る法令等による規定を遵守するものとする。

(山火事防止等の措置)

第14条 乙は、当該実施箇所及びその周辺において、土砂の崩壊若しくは流出、火災等の災害又はその他の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、遅滞なく甲に届け出るものとする。

2 乙は、活動参加者に対して、当該箇所及びその周辺における火災防止に充分留意し、山火事防止に万全を期するとともに、万一、山火事が発生した場合には、直ちに甲及び消防関係機関等に連絡するものとする。

3 乙は、活動参加者に対して、活動に伴うゴミの始末等の注意を呼びかけ、当該実施箇所及びその周辺における環境美化に努めるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙及び活動実施者は、その責に帰すべき事由により、立木竹、その他の国有財産に損害を与えた場合には、これに相当する金額を補償するものとする。

(活動の円滑な実施への協力)

第16条 甲は、活動が円滑に実施されるよう、活動の開始に当たっての現地案内及び説明並びに活動計画の策定に当たっての助言等の協力を行うものとする。

(ふれあいの森の適切な管理)

第17条 甲は、ふれあいの森が国民により自主的に整備等されるものであることを踏まえ、適切な管理を行うものとする。

(協定の破棄等)

第18条 甲は、次の場合、協定を破棄することができるものとする。この場合、甲は乙に事前に通知するものとする。

(1) 活動の対象となる国有林野に係る法令等に違反する行為があった場合

(2) 協定に基づいた森林づくり活動の実施の見込みがなく、又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じたものと甲が認める場合であって、乙から甲に対し別紙様式4による協定解消に係る申請がない場合又は申請内容が妥当と認められない場合

(3) ふれあいの森の全部又は一部を、国又は地方公共団体において公用、公共用又は国の公益的事業の用に供する必要が生じた場合

(4) 国有林野事業の管理経営に支障を及ぼし、又は支障を及ぼすものと認められる場合

(5) 協定締結による国民参加の森林づくり実施要領第5の2の団体の条件の全部又は一部を満たさないことが明らかになった場合

(6) 協定締結者としてふさわしくない行為をしたことなどにより、協定締結者として不適當であると認められる場合

2 乙は、やむを得ない事情により協定に基づいた森林づくり活動の実施が困難となった場合又は活動の円滑な実施に著しい支障が生じた場合で、今後の活動実施の見込みがない場合、別紙様式4により協定解消の申請書を甲に提出するものとする。甲は、乙からの申請内容が妥当と認められる場合、当該協定を解消するものとする。

(協定の有効期間)

第19条 この協定は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで効力を有するものとする。

2 この協定は、乙から活動の申し出があり、甲がこれを認める場合は更新できるものとする。

(その他必要と認められる事項)

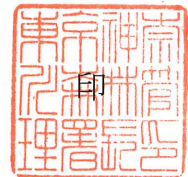
第20条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

2 この協定の実施に関し、疑義の生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両名記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和8年3月25日

(甲) 神奈川県平塚市立野町 38-2
東京神奈川森林管理署長 金子 直樹



(乙) 東京都八王子市大楽寺町 524-11
日本山岳会 高尾の森づくりの会
代表 大塚 哲生



(細部確認事項)

1 協定第4(全体活動計画書の提出)について

活動対象地は、レクリエーションの森(風景林)として国民の保健休養の場、また、都市近郊にあって貴重な生態系保全の場ともなっていることから、これらに十分に配慮した森林施業を行っていくこととする。森林の取扱い等にあたっては、多摩森林計画区に沿ったものとし、主な活動内容については下記のとおりとする。

(1) 地拵・植樹

人工林内のギャップ箇所や主伐済箇所において、地拵・植樹を行う。

(2)

上記植栽箇所において実施する。

(3) つる切

植樹木及び人工林内立木にからむつる切を行う

(4) 人工林の間伐

国有林野施業実施計画に基づいた間伐箇所において、調査を行い、職員の確認後、実施する。

(5) 枯損木の処理

風雪、雪害等による折損木や枯死木、間伐木の片づけは、転落・流出等が無いように留意する

(6) 歩道整備

作業用歩道、遊歩道、自然観察路などの整備・補修を行う。

(7) 自然教室等

自然教室や自然観察会、登山教室などを開催。

2 協定7(活動の実施)について

活動の実施にあたっては下記のとおりとする

(1) 小下沢林道の通行について

車両通行が必要な場合は、212口林小班(2つ目のゲート)までとする。

なお、2つ目のゲートより奥については資材運搬車両のみとする。この場合、乙は林道の通行申請手続きを行うこと。

林道の通行に伴い、災害、事故等があった場合は、日本山岳会「高尾の森づくりの会」が一切の責任を負うこととする。

(2) 作業用具について

作業に使用する道具は、原則として手工具(鉋・鎌・鋸・鍬等)とし、チェーンソー等の機械は、資格を有する者以外は使用しないものとする。

(3) 作業小屋等施設の利用について

施設利用の際には火の元に十分注意するとともに、使用目的以外の利用は行わない。

(4) その他

ボランティア活動の趣旨に沿った、節度ある行動に努め、活動地内でのキャンプ形態と見受けられる諸行動は行わないこととする。

3 協定8（入林の際の連絡・調整）について

活動にあたり入林する場合は、その日程等を森林管理署に4日前までに所定の様式により連絡するものとし、森林管理署からもボランティア活動地内への他者の入林情報があった場合には、随時連絡するものとする。

「ふれあいの森」協定箇所 位置図
 日本山岳会「高尾の森づくりの会」
 (高尾の森づくり活動 小下沢地区)

(所在)

東京都八王子市裏高尾町

小下沢国有林 218ろ1、ろ2、は、と 219い1～は林小班
 220、221林班

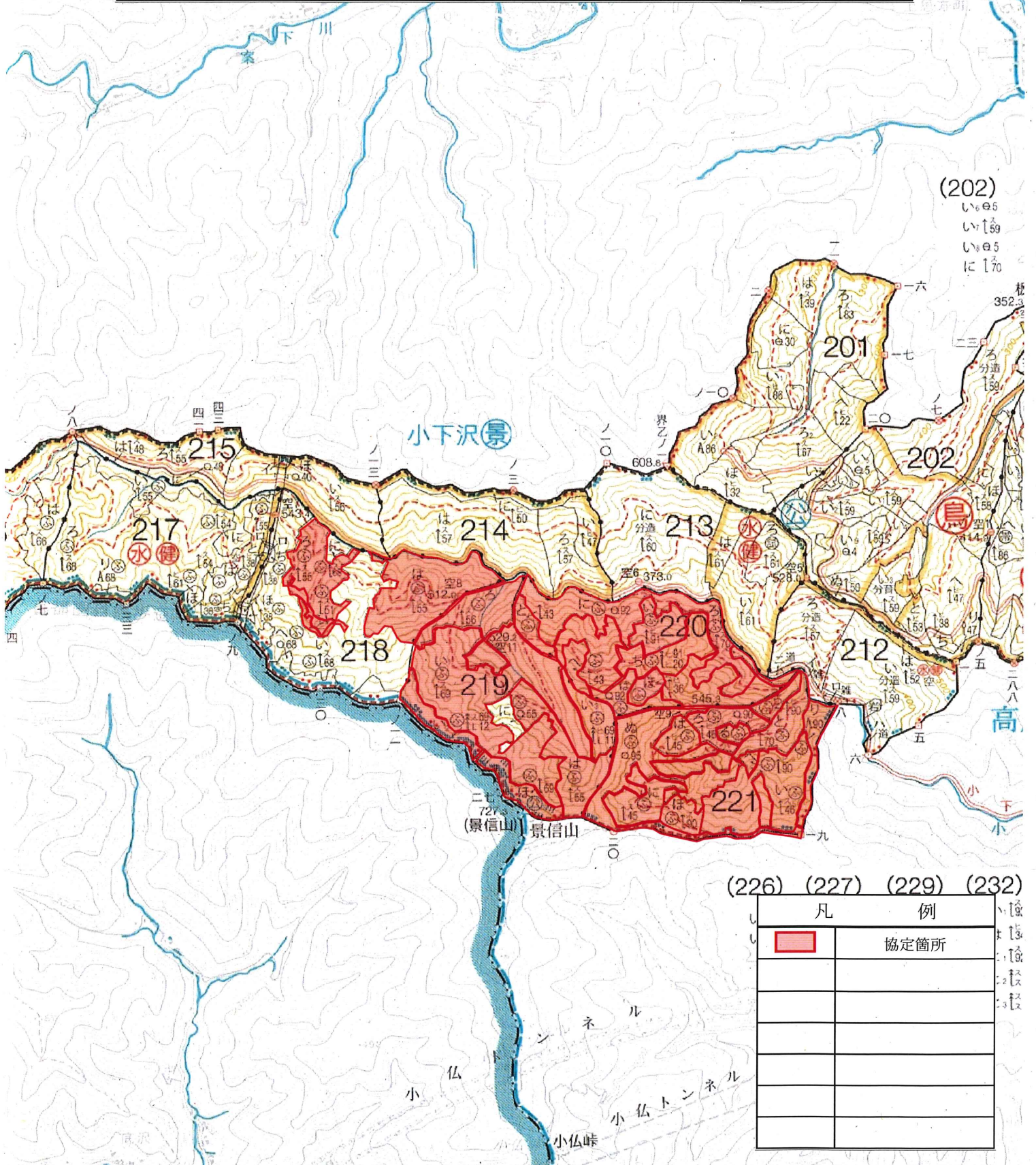
[多摩森林計画区]

面積：98.30ha



S = 1/20,000

国有
 令



(226) (227) (229) (232)

凡	例
	協定箇所

「ふれあいの森」協定箇所 位置図
 日本山岳会「高尾の森づくりの会」
 (高尾の森づくり活動 小下沢地区)

(所在)

東京都八王子市裏高尾町

小下沢国有林 218ろ1、ろ2、は、と 219い1～は林小班

220、221林班

[多摩森林計画区]

面積：98.30ha



S = 1/5,000

凡 例	
	「ふれあいの森」 設定箇所
	林道

